

## 社団法人黒石市シルバー人材センター安全・適正就業対策推進委員会設置要綱

### (目的)

第1条 社団法人黒石市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の安全かつ適正な就業（就業のための途上を含む。）を推進するため、センターに安全・適正就業対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) センター - の会員が健康で安全かつ適正な就業を推進するための安全・適正就業対策基本計画の策定に関すること
- (2) センターの会員の技術・技能の向上を図るため、安全・適正就業の講習会及び研修会の実施に関すること
- (3) 安全かつ適正な就業対策の推進に関し、安全就業基準並びに適正就業基準の策定に関すること
- (4) センターの会員の就業等における事故防止及び健康管理の指導に関すること
- (5) その他、安全・適正就業を推進するための必要な事項に関すること

### (構成)

第3条 委員会の委員は10名以内とし、理事長が委嘱する。

### (委員会)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会の会議の議長となり、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長に事故あるとき、又は、欠けたときは、その職務を代行する。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議の開催)

第6条 委員会は理事長が招集し、委員会の運営は委員長が行う。

- 2 委員会は、年2回以上開催するものとし、その他は委員長が必要と認められる場合は理事長と協議して開催することができる。
- 3 委員長は、必要に応じて、委員会に委員以外の関係者を出席させ、意見等を求めることができる。

### (委員会の報告等)

第7条 委員長は、委員会における検討事項について、理事長に報告するものとする。

2 理事長は、前項による報告された事項を整理し、必要に応じて、理事会の承認を得て実施するものとする。

(費用)

第8条 委員会の運営に要する費用は、予算の範囲内でセンターが負担する。

(委任)

第9条 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年6月1日から施行する。